

令和5年2月市議会 教育厚生委員会資料

第64号議案 令和5年度長崎市一般会計補正予算（第1号）

目次

【3款 民生費 2項 児童福祉費】

説明書記載頁

1目 児童福祉総務費

子ども医療対策費（3.2.1）…………… P 3～ 6（P 18～ 19）

こどもの安心・安全対策支援パッケージ

推進事業費補助金（3.2.1）…………… P 7～ 10（P 18～ 19）

こ ども 部

令 和 5 年 2 月

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
18~19	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	1-1	子ども医療対策費	千円 155,124

1 概 要

現在、本市では中学生までの医療費を助成しているが、今回、長崎県が県内全市町の高校生世代を対象とする新たな子どもの医療費助成制度を創設することから、同制度に基づき、本市においても満15歳に達する日の翌日以後における最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（以下「高校生等」という。）までの医療費の助成を実施するもの。

2 事業内容

(1) 拡大する給付対象者

満15歳に達する日の翌日以後における最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（ひとり親家庭等福祉医療の対象であるもの、または重度心身障害者であって心身障害者福祉医療の対象であるものを除く。）

(2) 支給方法

償還払い

（県と市町において令和5年度から3年間、試行的に実施し、令和7年度に内容を検証のうえ、長崎県と再協議を行うこととなっている）

(3) 実施時期

令和5年10月1日から

(4) 助成対象医療費

令和5年4月1日受診分から

(5) 拡大内容

区 分	現 行	拡大後
対 象 者	中学校卒業までの子ども	<u>高校生等までの子ども</u>
保護者負担額	1医療機関あたり、 1日上限800円、月上限1,600円 （入院・通院を含む。調剤薬局は 保護者負担なし。）	変更なし
所得制限	なし	変更なし
支給方法	現物給付	<u>高校生等のみ償還払い</u>

(6) 対象者数の見込み

高校生等 9,927人

(7) 事業費 155,124千円

(ア) 対象拡大に伴う扶助費 (10か月分見込み)

区分	予算額
助成件数	48,604件
助成額	119,336千円

(イ) 事務費内訳

(単位：千円)

区分	予算額	内容
報酬等	10,403	会計年度任用職員報酬・雇用保険料等 (延べ53月分)
需用費等	6,016	福祉医療費受給者証印刷製本費・郵送料等
委託料等	19,369	システム改修費・データ入力業務委託等
合計	35,788	

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金※1	地方債	その他※2	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
155,124	—	155,071	—	53	0

※1 長崎県福祉医療費補助金 県補助率 10/10

※2 会計年度任用職員雇用保険料個人負担金

4 今後のスケジュール

時期	主な内容
令和5年3月～	対象者への周知
令和5年4月～	関係団体との協議、児童福祉システム改修
令和5年6月～8月	福祉医療費受給資格申請書発送、申請書の受付開始
令和5年9月	福祉医療費受給者証発送
令和5年10月～	対象拡大実施 (ただし、令和5年4月1日以降に受診した医療費も助成対象とする。)

5 参考

(1) 対象拡大に伴う扶助費（年間見込み）

区分	現行制度分 (乳・小・中分)	拡大分 (高校生等分)	合計
助成件数	549,456 件	58,324 件	607,780 件
助成額	991,510 千円	143,203 千円	1,134,713 千円

(2) 長崎市の子どもに係る福祉医療費制度の主な経過

時期	主な内容
昭和 49 年 10 月	乳児（0 歳）の入院を対象に開始
昭和 55 年 4 月	乳児（0 歳）の通院も対象
平成 3 年 4 月	対象年齢を 3 歳未満まで拡大（入院）
平成 5 年 4 月	対象年齢を 3 歳未満まで拡大（通院）
平成 11 年 8 月	対象年齢を 4 歳未満まで拡大（入院）
平成 12 年 4 月	対象年齢を 6 歳未満まで拡大（入院）
平成 17 年 10 月	対象年齢を小学校就学前まで拡大（入院・通院）
平成 19 年 4 月	支給方法を現物給付に変更（市単独）
平成 22 年 10 月	県が支給方法を現物給付に変更（乳幼児）
平成 28 年 4 月	対象年齢を小学校卒業まで拡大（入院・通院）
平成 29 年 10 月	対象年齢を中学校卒業まで拡大（入院）
平成 30 年 10 月	対象年齢を中学校卒業まで拡大（通院）
令和 3 年 10 月	小・中学生の現物給付対象市町拡大 (諫早市、西海市、時津町、長与町)

(3) 長崎県内の助成方法等見込み

市町名	R4 支給対象年齢	R 5 助 成 方 法		
		小学生	中学生	高校生世代
長崎市	中学校卒業まで	現物給付	現物給付	償還払い
佐世保市	中学校卒業まで	現物給付	現物給付	償還払い
島原市	中学校卒業まで	償還払い	償還払い	償還払い
諫早市	中学校卒業まで	現物給付	現物給付	償還払い
大村市	中学校卒業まで	現物給付	現物給付	償還払い
平戸市	中学校卒業まで	現物給付	現物給付	償還払い
松浦市	18歳に達する年度末まで	償還払い	償還払い	償還払い
対馬市	中学校卒業まで	現物給付	現物給付	償還払い
壱岐市	中学校卒業まで	償還払い	償還払い	償還払い
五島市	18歳に達する年度末まで	償還払い	償還払い	償還払い
西海市	18歳に達する年度末まで	現物給付	現物給付	現物給付
雲仙市	中学校卒業まで	償還払い	償還払い	償還払い
南島原市	18歳に達する年度末まで	償還払い	償還払い	償還払い
長与町	中学校卒業まで	現物給付	現物給付	償還払い
時津町	中学校卒業まで	現物給付	現物給付	現物給付
東彼杵町	18歳に達する年度末まで	償還払い	償還払い	償還払い
川棚町	18歳に達する年度末まで	償還払い	償還払い	償還払い
波佐見町	18歳に達する年度末まで	償還払い	償還払い	償還払い
小値賀町	18歳に達する年度末まで	償還払い	償還払い	償還払い
佐々町	18歳に達する年度末まで	現物給付	現物給付	現物給付
新上五島町	中学校卒業まで	償還払い	償還払い	償還払い
	現物給付	10	10	3
	償還払	11	11	18

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
18～19	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	2-1	こどもの安心・安全対策支援パッケージ推進 事業費補助金	千円 32,726

1 概 要

こどもの安全対策として、園児送迎用バスへの安全装置の導入、登園管理システムの導入及び ICT を活用したこどもの見守りサービスの導入に係る経費を助成する。加えて、放課後児童クラブ利用児童の送迎用バスについても安全装置の導入に係る経費を助成する。

2 事業内容

(1) バスへの安全装置の導入

ア 園児送迎用バス

(ア) 対象経費 送迎用バスへの置き去り防止のためのブザーの設置等に必要な経費

(イ) 補助基準額 175千円/台

(ウ) 補正額 15,750千円

(単位:千円)

施設類型	導入予定		補助額
	施設数	台数	国
保育所	19	26	4,550
保育所型認定こども園	1	2	350
幼保連携型認定こども園	26	59	10,325
小規模事業保育所	0	0	0
認可外保育施設	2	3	525
計	48	90	15,750

イ 放課後児童クラブ利用児童送迎用バス

(ア) 対象経費 送迎用バスへの置き去り防止のためのブザーの設置等に必要な経費

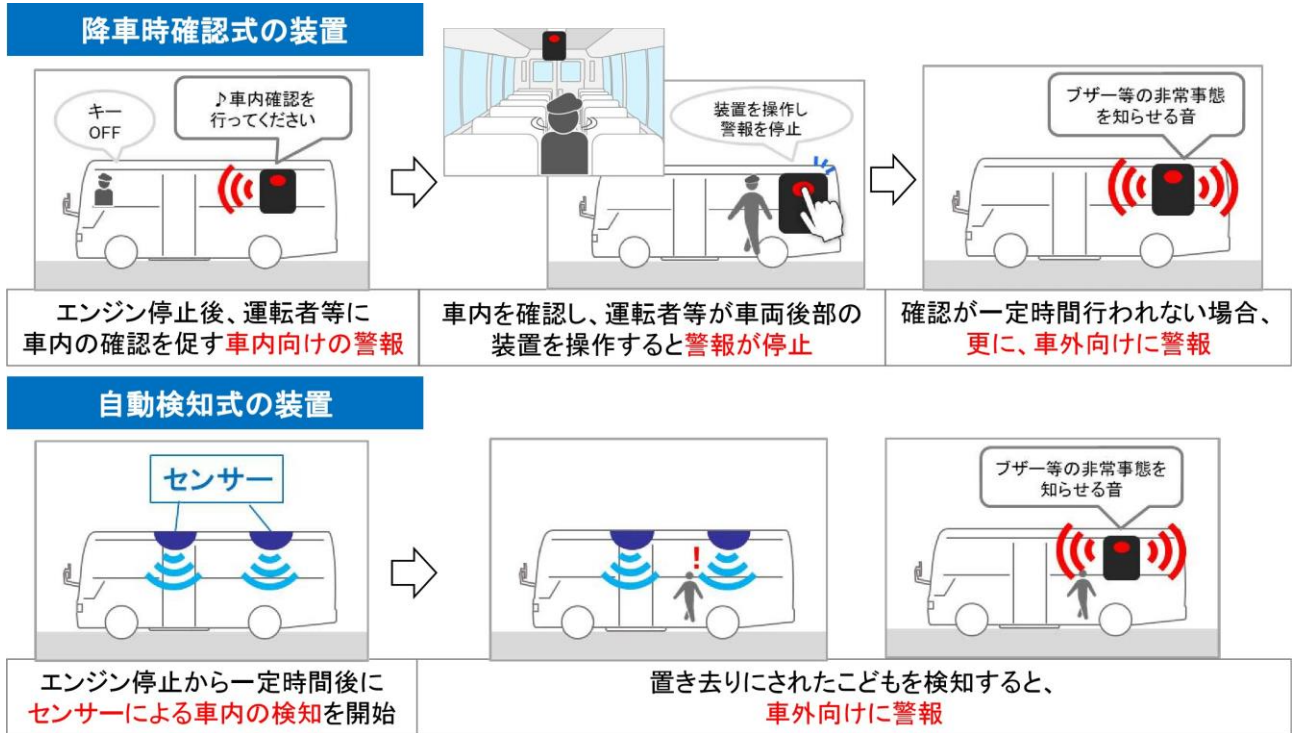
(イ) 補助基準額 88千円/台

(ウ) 補正額 1,056千円

@88千円×12台=1,056千円

参考 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の概要(国土交通省公表資料引用)

- 送迎用バスへのこどもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置として、最低限の要件を定めた。
- 降車時確認式、自動検知式の2種類の装置を対象とした。



(2) 登園管理システムの導入

ア 対象経費 登園管理システムの導入費用及びそれに伴う端末購入費用

イ 補助額 対象経費の4/5(負担割合:国3/5、市1/5、事業者1/5)

ウ 補助基準額

(ア)システム導入のみ 200千円

(イ)システム導入と併せて端末を購入する場合 700千円

エ 補正額 7,920千円

(単位:千円)

	施設類型	導入希望施設数	負担割合			
			国(3/5)	市(1/5)	補正額	事業者(1/5)
システム導入のみ	保育所	1	120	40	160	40
	保育所型認定こども園	—	—	—	—	—
	幼保連携型認定こども園	1	120	40	160	40
	小規模事業保育所	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	2	240	80	320	80
システム導入と併せて端末を購入	保育所	7	2,940	980	3,920	980
	保育所型認定こども園	—	—	—	—	—
	幼保連携型認定こども園	4	1,680	560	2,240	560
	小規模事業保育所	—	—	—	—	—
	認可外保育施設	2	840	280	1,120	280
計		17	5,940	1,980	7,920	1,980

(3) ICTを活用したこどもの見守りサービスの導入

ア 対象経費

ICTを活用した子ども見守りサービス(GPSやBluetoothを活用したシステムなど)などの安全対策に資する機器等を導入するための経費

イ 補助額 対象経費の4/5(負担割合:国3/5、市1/5、事業者1/5)

ウ 補助基準額 200千円

エ 補正額 8,000千円 (単位:千円)

施設類型	導入希望施設数	負担割合			
		国 (3/5)	市 (1/5)	補正額	事業者 (1/5)
保育所	23	2,760	920	3,680	920
保育所型認定こども園	2	240	80	320	80
幼保連携型認定こども園	19	2,280	760	3,040	760
小規模事業保育所	—	—	—	—	—
認可外保育施設	6	720	240	960	240
計	50	6,000	2,000	8,000	2,000

3 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金※	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 32,726	千円 28,746	千円 —	千円 —	千円 —	千円 3,980

※保育対策総合支援事業費補助金 国庫補助率 2 (1) ア 補助基準額 175千円
イ 補助基準額 88千円
2 (2)・(3) 3/5

4 参考

バス送迎に当たっての安全管理に関する実地調査の結果について

(1) 概要

令和4年9月5日に静岡県牧之原市において、認定こども園の送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという大変痛ましい事案が発生した。

この事案を受け、令和4年9月9日付（※）で厚生労働省・文部科学省・内閣府の3府省連名により、保育所等におけるバス送迎等に係る緊急点検及び実地調査の実施に関する通知がなされ、調査を行ったもの。

（※）実地調査の確認事項などの詳細な通知は、令和4年10月27日に発出されているため、それ以降に調査を実施。

(2) 対象施設

施設類型	総施設数	実地調査 対象施設数	バス保有台数
保育所	78	20	27
保育所型認定こども園	5	1	2
幼保連携型認定こども園	36	27	60
認可外保育施設	39	3	6
合計	158	51	95

※私立幼稚園及び幼稚園型認定こども園の調査は長崎県こども未来課が実施。

※上表「バス保有台数」について、保育所保有の1台及び幼保連携型認定こども園保有の1台は送迎には使用しない園外活動用のバス、認可外保育施設保有の3台は普通乗用車であり補助事業の対象とはならないため、予算計上していない。

(3) 調査期間

令和4年11月16日（水）～12月22日（木）

(4) 調査方法

送迎バスを所有する施設に市職員が訪問し、バス車内の視認性の確認や、乗降車時の園児数等のチェック方法、降車後の車内見回りなどについて、県下統一した様式を用いて聞き取り調査を行った。

(5) 調査結果

全ての調査対象施設において、降車後の見回り等を徹底していることを確認しており、見直しが必要な事例は見受けられなかった。